

## 今月のトピックス

**9月27日からPSCマークがない使い捨てライターの販売が禁止されます！**

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法施行令の一部が改正され、平成23年9月27日からPSCマークの付いていない使い捨てライター等の販売が禁止されます。

使い捨てライター等の販売が規制されるに至った背景には、ライターを使用した子どもの火遊びによる火災事故が多発したことがあります。この規制によって、いわゆる使い捨てライターにはチャイルドレジスタンス(CR)と呼ばれる機能が付されるようになり、子どもには着火しにくい構造になります。

ライターの火遊びによる火災等の事故を防ぐには上記規制の他、子どもの手の届かない場所に置いておくなど、適切な保管・管理も重要ですので、今後もライターの取扱には十分ご注意ください。

詳しくは次のページ以降をご覧ください。

経済産業省HP <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

## 平成23年7月の重大製品事故公表情報(消費者庁)

(単位:件 ( )内は長野県内での発生件数)

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故						その他の主な製品の内訳	
	エアコン	電気衣類乾燥機	電気洗濯機	椅子	その他			
20 (1)	36	4	2	2	2	26	・電気冷蔵庫 ・自転車用幼児座席 ・自転車 ・電子レンジ ・温水洗浄便座 ・ガラス瓶	・物干し ・換気扇 ・使い切りライター ・靴(パンプス) ・照明器具 ・扇風機

詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。  
(<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>)

## 冷蔵庫に関する事故

以下のような冷蔵庫に関する事故が報告されています。

(事例1)冷蔵庫から出火し、台所などを焼いた。

電気冷蔵庫の電源コードが冷蔵庫の脚に踏まれた状態で長年使用されたため、コードの絶縁被覆が損傷して短絡を起こし、出火に至ったものと推定されます。

(事例2)冷蔵庫のドアを開けた際に冷蔵室のドアが落下し、軽傷を負った。

ドアの上辺及び下辺コーナー部及び扉ストッパー部等に通常のドア開閉操作では生じ得ないと考えられる著しい破損の痕跡が認められたことから、使用時に通常使用の限界を超える力がドアに加えられ続けたため、ドアの落下に至ったものと推定されます。

事例1のように、電源コードが脚に踏まれた状態で使用すると、コード内で短絡し発火する恐れがありますので、コードが踏まれていないか確認して使用してください。事例2のように、冷蔵庫のドアの開閉に過大な力を加えるとドアが落下する恐れがありますので、大きな力を加えないよう、ご注意ください。

nite製品安全情報マガジン より

【発行】長野県 企画部 消費生活室

電話 : 026 - 223 - 6770

ホームページ : <http://www.nagano-shohi.net/seihin-anzen/>

消費者の皆様へ

# ライター等の販売規制の開始について

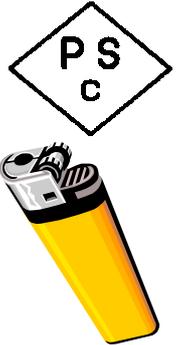
平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の、**平成23年9月27日**以降にライター等を購入するにあたっては、以下の内容を確認するようお願いいたします。

## 1. 購入にあたっての注意

以下のライター等には、原則として、PSCマークが表示されることとなりますので、購入の際、ご確認ください。

**ライター**や**多目的ライター（点火棒）**のうち、

- ・ **燃料の容器と構造上一体**となっているものであって
- ・ 当該容器の全部又は一部に**プラスチック**を用いたもの



## 2. 使用にあたっての注意

**⚠ 子どもの手の届かないところにおきましょう**

**⚠ 子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう**

**⚠ 不要なライターはきちんと捨てましょう**

**ガス抜きをする等自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。**



## 海外から個人輸入される皆様へ

「ライター」の他に「レーザーポインター」「ヘルメット」等を輸入し、国内で販売するためには手続きをする必要があります。

個人が海外で買ってきたものを販売する場合でも、規制の対象となる場合がありますので、ご注意ください。



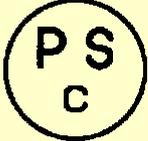
※PSCマークのない製品を販売する等の規定に違反した場合、**罰則等**の対象となります。

# 消費生活用製品安全法の概要

## 「特定製品」の指定による安全規制（PSCマーク制度）

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

これらの規制対象品目は、製造又は輸入事業者に、技術基準適合の自己確認が義務づけられている**特定製品**と其中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている**特別特定製品**があります。

	マーク	特定製品の名称	対象となる例
特定製品		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	・圧力なべ ・高圧力になる炊飯器
		乗車用ヘルメット	・オートバイ乗車用ヘルメット ・原動機付自転車乗車用ヘルメット
		登山用ロープ	・ザイル
		石油給湯機	・石油給湯機
		石油ふろがま	・石油ふろがま
		石油ストーブ	・石油ストーブ
特別特定製品		乳幼児用ベッド	・ベビーベッド
		携帯用レーザー応用装置	・レーザーポインター ・レーザー照準器 ・レーザー光を放出するおもちゃ
		浴槽用温水循環器	・ジェットバス ・24時間風呂
		ライター	・ライター ・多目的ライター（点火棒）

このほか、消費生活用製品安全法には、製品事故が生じたときに事業者が国に事故の状況等を報告する**製品事故情報報告・公表制度**と経年劣化による事故を防ぐための**長期使用製品安全点検・表示制度**があります。

各制度の詳細は、消費生活用製品安全法のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

PSCマーク

検索

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課  
電話番号 03-3501-4707